

2019 年度障害者スポーツ振興事業
「地域における障がい者スポーツの振興事業」
委託先団体募集要項【 2 次 募 集 】

1. 助成の目的

本事業は、障がい者が身近な地域で自主的・積極的・継続的にスポーツに参加できる社会を実現することを目的に実施する。

また、地域の障がい者スポーツ振興の統括組織である都道府県・指定都市の障がい者スポーツ協会や障がい者スポーツ指導者が、本事業をきっかけに地域のスポーツ団体や関係者等と連携・協働し、教室やイベント等の事業の企画や運営、指導をすることで、地域全体の障がい者スポーツの振興体制の整備に寄与することを目的とする。

2. 委託先対象

本事業は委託事業として実施する。委託先対象は、都道府県・指定都市障がい者スポーツ協会とし、かつ、助成事業の実施体制が整っている事を委託先対象の条件とする。

3. 対象事業

上記目的に沿った事業で、下記の区分を対象とした地域における障がい者スポーツ振興にかかわる事業とする。なお、事業実施にあたっては、地域の障がい者スポーツ協会と障がい者スポーツ指導者協議会が協力・連携した体制で実施するものとする。

【事業区分】

No.	事業区分	求める視点
1	障がい者のスポーツ教室事業	障がい者を対象とし、スポーツの楽しさや技術習得を目的としたもの
2	障がい者スポーツ指導者等の育成事業	公認指導者の資質向上を目的としたもの
3	障がい者のスポーツ活動推進事業	スポーツ活動の日常化をめざした仕組みづくり・活動を推進するもの
4	障がい者スポーツ理解啓発事業	地域の人々を対象とし、障がいや障がい者のスポーツの理解促進を目的としたもの
5	組織連携推進事業	組織・団体との連携・関係構築を目的としたもの

※注1:厚生労働省が実施している「地域生活支援事業」の「スポーツ・レクリエーション教室開催等事業」や日本スポーツ振興センターの「スポーツ振興事業助成」等の他団体からの助成を受けている事業は重複して申請はできない。

※注2:スポーツ庁が都道府県・指定都市に対して委託事業として実施する「Special プロジェクト 2020」および「障害者スポーツ推進プロジェクト」内の事業を実施する都道府県・指定都市の団体(障がい者スポーツ協会)は、申請時に必ず申し出ること。

4. 活動の範囲

原則として、委託先団体の都道府県内(指定都市を含む)を実施場所とすること。なお、実施内容・特性等の理由により当該の都道府県内で実施が困難な場合はこの限りではない。

5. 助成対象となる事業の実施期間

本事業の委託契約締結日～2020 年 1 月末日(事業完了)

※2020 年 2 月に実施団体の報告会を開催予定。(委託先団体は必ず出席することとする)

※委託費の支払い以前の実施費用については、委託先団体の立替によるものとする。

6. 募集期間と提出書類

募集期間は次のとおりとする。締切日までに下記の書類を作成し、送付すること。なお、締切り後および書類に不備がある場合は受理できないので注意すること。

【募集期間】 2019 年 5 月 10 日(金)～2019 年 7 月 16 日(火)(必着)

【提出書類】 (1)受託申請書……………様式 1
(2)事業計画書……………様式 2-1、2-2、2-3
(3)予算書……………様式 3-1、3-2
(4)スポーツ用具購入申請書、管理誓約書…様式 4
(5)謝金・旅費・賃金等の規程・規約等

※上記(2)(3)は、データについても USB 等の電子記録媒体またはメールでご提出ください。

7. 委託団体数

原則として 5 団体程度とする。

8. 委託費と対象経費

委託費は、原則として各団体につき 50 万円～200 万円とする。また、委託費の支出科目は国庫補助金の規程に準じて、以下のとおりとする。

諸謝金、旅費交通費、スポーツ用具、消耗品費、会議費、借損料、印刷製本費、通信運搬費、雑役務費、賃金、保険料

詳しくは別紙の「経費支出について」をご参照ください。

＊ 委託費の入金は 7 月以降の予定です。

＊ 支出については、すべて委託先団体の規程により行ってください。

＊ 委託費(総事業費)の 35%を上限として事業目的に必要なスポーツ用具の購入が認められます。(ただし、本事業では事務用品等の備品の購入はできません)

9. 選定方法及びその結果

- (1)委託先団体の選定は、当協会が設置する選定委員会で、2019 年度助成事業に関する選定方針・基準に基づいて審査し決定する。
- (2)選定結果については、内容確認後随時、文書をもって知らせる。また、決定した事業については、当協会ウェブサイトで公開する。
- (3)他の機関の助成等を受けて当該事業を実施することとなった場合は、採択後であっても受託申請を辞退すること。
- (4)選定結果に関するいかなる問い合わせ等については答えられない。

10. 委託先団体の決定と決定後の事務手続き(提出物)

委託先団体の決定後、下記の書類を提出すること。

- (1)委託契約書…内容を確認の上、委託先団体の長が署名捺印し、事業計画書とともに 2 部提出すること。
- (2)請求書…………事務手続きの簡素化から、委託契約書と同時に請求書を提出しても構わない。

11. 委託事業に係わる消費税の取り扱い

当協会との委託事業契約に基づき実施する事業の委託金については、国等からの補助金と同様の扱いとし、「特定収入」として取り扱うこと。また、消費税の計算にあたり簡易課税を選択されている団体についても、本委託金は課税対象外の収入として取り扱うこと。

12. 事業報告

事業報告は、助成事業の完了から1カ月以内又は 2020年1月末日(消印有効) のいずれか早い日までに提出すること。

※事業報告はその後、当協会がとりまとめ、2020年4月10日までにスポーツ庁に提出する。

(1) 完了報告書

完了報告書は、委託先団体の長が押印して提出すること。また報告書データは電子記録媒体に収め、併せて郵送にて提出すること。

(2) 事業報告・自己評価シート

事業ごとの報告および自己評価を記入し提出すること。また報告書データは電子記録媒体に収め、併せて郵送にて提出すること。

(3) 事業写真

写真については、事業ごとに以下の様子がわかるような写真を必ず提出すること。

【必須写真】

- ・実行委員会等打合せの様子 ・受付 ・準備運動等 導入の写真 ・事業実施の様子(複数枚)
- ・全体の様子がわかる写真(事業の様子や参加規模のわかるもの)

(4) 決算書・決算内訳(領収書・納品書等の写し)

決算書は、領収書及び納品書のコピーを添付し提出すること。また決算書データは電子記録媒体に収め、併せて郵送にて提出すること。

(5) 成果物・印刷物

ポスター・チラシ・冊子等、委託費で作成したものを2部提出すること。

(6) その他事業に係る資料

開催要項、アンケート、新聞記事等

※全ての委託先の報告書を当協会で合本するので、原稿等をデータで提出すること。また報告書データは電子記録媒体に収め、併せて郵送にて提出すること。(詳細は12月中旬に連絡予定)

(7) 事業報告会

各団体が事業を通じて、各地域の障がい者スポーツの振興における課題に向き合い、多くの支援者や関係団体との連携を深め、障がいのある方々のスポーツ環境や振興体制の整備・拡充を目的に実施した事業についての報告会を事業終了後に開催する。(2月中旬開催予定)

13. 問合せ先及び送付先

公益財団法人日本障がい者スポーツ協会 スポーツ推進部 担当:山下・小島
E-Mail: kojima-t@jsad.or.jp
〒103-0014 東京都中央区日本橋蛸殻町 2-13-6 ユニゾ水天宮ビル 3F
TEL) 03-5695-5420(直通) FAX) 03-5641-1213
問合せ時間 月曜～金曜 AM9:30～PM5:45

※ この募集要項は、2019年度国庫補助事業(スポーツ振興事業)の予算の状況によっては内容が変更となる場合がありますので、あらかじめご了承ください。